

環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書(2015年度)

1. はじめに

(1) 異議申立手続¹の概要

異議申立手続の目的は、株式会社国際協力銀行(以下「国際協力銀行」)による環境社会配慮のためのガイドライン(以下「環境社会配慮ガイドライン」)²の遵守を確保するため、環境社会配慮ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を経営会議に報告すること、及び 環境社会配慮ガイドラインの不遵守を理由として生じた国際協力銀行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者間の合意に基づき当事者間の対話を促進することにあります。

具体的には、現地の住民から異議申立手続要綱に基づき、「環境社会配慮ガイドラインが遵守されておらず、現地で被害が生じている」等の申立があった場合、環境ガイドライン担当審査役(以下「審査役」)が独立・中立的な立場から調査を行い、その結果を経営会議に報告します。さらに、当事者間の対話を促す等の活動により、現地での問題の解決に向けて貢献します。

この制度は、輸出信用機関としては、国際的にも先進的なものであり、経済協力開発機構(OECD)の場で示された国際的な環境配慮ガイドライン「コモンアプローチ」に先行して、2003年10月より導入したものです。

(2) 年次活動報告書について

この年次活動報告書は、異議申立手続要綱において定められたとおり、毎年度の審査役の活動状況を公表するものです。

¹ 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」
<http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2014/10/36189/disagree-2015.pdf>

² 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」
http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2015/02/34813/business_201502147_01.pdf

2. 2015 年度活動報告

(1) 異議申立

2015 年度(2015 年 4 月～2016 年 3 月)は、異議申立の受領はありませんでした。

(2) 環境社会配慮ガイドライン不遵守の疑いに関する意見

2015 年 7 月、当行が融資等を検討中のインドネシア共和国におけるセントラルジャワ石炭火力発電事業に関し、審査役に対し、環境社会配慮ガイドライン不遵守の疑いに関する意見が提出されました。審査役は、異議申立手続要綱に基づき、当該意見を投融資担当部署に移送し、環境社会配慮ガイドラインに則り、適切に対応するよう伝達し、その後投融資担当部署より、意見表明者等との面談を含む現地実査の結果の報告を受けました。この報告を受け、審査役は、事業者、意見表明者等関係者間での十分な対話やコミュニケーションがその後も図られるよう投融資担当部署の配慮を要求し、その旨を意見表明者に文書で伝達しました。

(3) 改訂環境社会配慮ガイドライン等の施行

国際協力銀行は、2009 年 10 月に施行された環境社会配慮ガイドラインについて、2013 年 12 月以降、環境社会配慮ガイドラインの改訂を視野に入れ、コンサルテーション会合を開催し、環境社会配慮ガイドラインの改訂案に対するパブリック・コメント(2014 年 11～12 月)を経て、2015 年 1 月、環境社会配慮ガイドラインを改訂しました。また、環境社会配慮ガイドラインの改訂に合わせ、異議申立手続要綱にも必要な改訂を行いました。改訂された環境社会配慮ガイドライン等は、2015 年 4 月から施行されています。

(4) 広報活動

国際協力銀行のホームページ(和文、英文)において、異議申立手続について説明し、審査役のプロフィール等を掲載しています。また、異議申立手続要綱(和文、英文)については、ホームページに掲載している他、冊子を作成し、本店、西日本オフィス、海外の駐在員事務所を通じて配布を行い、制度の周知に努めています。

(5) 世界銀行インスペクション・パネル等との協議

世界銀行等の国際金融機関においては、異議申立手続及びそれに従った審査組織が 20 年以上前から逐次導入されており、その名称は機関によって様々ですが、最近では一般にインデペンデント・アカウンタビリティ・メカニズム(IAM)と呼ばれるようになってきています。中でも、世界銀行インスペクション・パネルは 1993 年に設置され、これまで累計 100 件以上の異議申立の受付実績がある等、各機関のインデペンデント・アカウンタビリティ・メカニズムの中で、最も長い歴史を持っています。

また、世界銀行インスペクション・パネルが、国際金融機関と二国間機関に呼びかけ、2004 年から情報共有及び意見交換を行うための場として、IAM 年次会合を開催しています。その第 12 回会合が 2015 年 12 月 7 日・8 日にパリにて、欧州投資銀行(EIB)主催で開催さ

れました。次年度からフランス開発庁(AFD)や日本の国際協力機構(JICA)が参加予定であることも報告される等、IAM 参加機関は拡大しつつあります³。

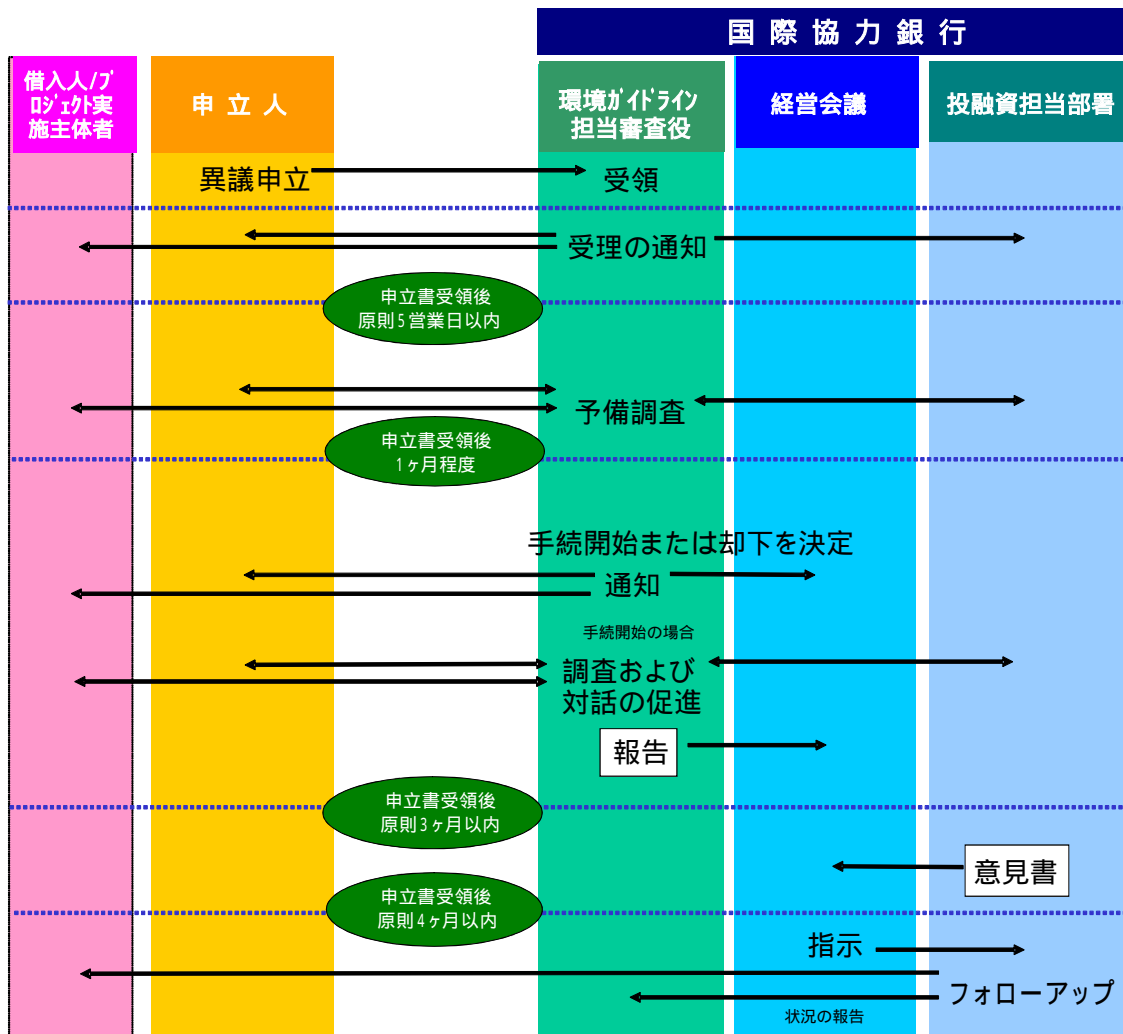
会議においては、各 IAM からの活動報告、及びテーマ毎のセッションが行われました。当行からは、環境社会配慮ガイドライン不遵守の疑いに関する意見の受領や、改訂環境社会配慮ガイドライン等の施行につき、報告を行いました。また、各 IAM の活動報告では、それぞれの異議申立件数・異議申立セクター・異議申立プロジェクト所在国等について報告が行われました。さらに、テーマ毎のセッションでは、各 IAM における最近のポリシー見直し状況、IAM の効率性評価に係る共通指標導入の試案に係る論点、IAM の役割や機能を潜在的異議申立者や広く社会全般に認知してもらうための対外コミュニケーション戦略、近年増加を続けている IAM 会合参加機関の属性・特性(国際金融機関か二国間機関か、地理的カバレッジの違い等)に応じたサブ・グループや分科会の導入等に係る方向性、国際的環境 NGO が作成した IAM 各機関に関する調査レポートに関する考え方や対応等が議論されました。

審査役は、こうした活動を通じて、異議申立手続の公正・適正な運用、実務上の留意点等に関する情報共有及び意見交換を積極的に進めています。

³ 今回参加機関：世界銀行インスペクション・パネル、IFC コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン、EBRD プロジェクト・コンプレイント・メカニズム、ADB コンプライアンス・レビュー・パネル、IDB インデペンデント・コンサルテーション・アンド・インヴェスティゲーション・メカニズム、AfDB インターナル・オーディッター、EIB コンプレインツ・メカニズム、UNDP ソーシャル・アンド・エンバイロメンタル・コンプライアンス・ユニット、NIB チーフ・コンプライアンス・オフィサー、ヨーロッパ・オンブズマン、FMO インターナル・オーディット、DEG コンプレインツ・オフィサー、BSTDB インターナル・オーディット、NEXI 環境ガイドライン審査役、JBIC 環境ガイドライン担当審査役

参考: 異議申立の手続

(1) 手続の流れ



(2) 異議申立書の提出方法

(提出様式) 書面による提出

(郵便宛先) 〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役

(ファックス番号) 03-5218-3946

(メールアドレス) sinsayaku@jbic.go.jp

(ホームページ) <http://www.jbic.go.jp/ja/efforts/environment/disagree/procedure>

(例)

申立書

平成 年 月 日

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役 行

(A) 申立人氏名：
(B) 申立人の連絡先：
【代理人がいる場合は以下を記入】
(代理人氏名)
(代理人連絡先)
プロジェクト実施主体への匿名を希望
しますか(いずれかに をする)
はい・いいえ

- (C) 異議を申し立てる対象の案件：
・ 国名
・ プロジェクトサイト
・ プロジェクトの概要
- (D) 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある重大な被害：
- (E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実：
(F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係：
(G) 申立人が期待する解決策：
(H) プロジェクト実施主体との協議の事実：
(I) 当行投融資担当部署との協議の事実：
(J) (代理人を介して申立を行う場合) 代理人を介して申立を行う必要性の記載および申立人が代理人に対し授権していることの証憑：

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束します。

以上